

三次市立学校学校評議員設置運営要綱

平成16年4月13日

教育委員会告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成16年三次市教育委員会規則第13号)第35条の3の規定に基づき、学校運営に関し地域の意向を把握し、及び反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たし、地域に開かれた学校づくりを推進するため小中学校に設置される学校評議員の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

第2条 学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから校長が推薦し、三次市教育委員会が委嘱する。

2 学校評議員の委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(役割等)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、それぞれの責任において学校運営、教育活動、学校と家庭又は地域社会の連携に関すること等について意見を述べ、助言を行う。

(学校評議員への報償費)

第4条 学校評議員が学校において意見を述べる場合には、別に定める基準に基づき報償費を支給する。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。